

規制の事前評価書要旨

【別紙4-3】

| | |
|-------------------|--|
| 法律又は政令の名称 | 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 |
| 規制の名称 | 管理栄養士国家試験の受験資格の見直し(栄養士法第5条の3) |
| 規制の区分 | 規制の緩和 |
| 担当部局 | 健康・生活衛生局健康課 |
| 評価実施時期 | 令和6年2月 |
| 規制の目的、内容及び必要性 | <p>栄養士法において、管理栄養士国家試験の受験資格の一つとして栄養士免許の取得を求めているところ、今般、地方自治体より、管理栄養士養成施設卒業者については、管理栄養士国家試験の受験資格としての栄養士免許の取得を不要とすべき旨の提案があったことを踏まえ、所要の改正を実施するもの。</p> <p>これにより、管理栄養士養成施設卒業者及び都道府県は、管理栄養士国家試験の受験資格を満たすための栄養士免許の取得・交付手続が不要となり、負担が軽減される。</p> |
| 直接的な費用の把握 | <p>今回の改正により、管理栄養士養成施設卒業者は栄養士の免許を受けなくても管理栄養士国家試験を受験できるようになるため、栄養士免許の交付取得の申請をしない管理栄養士養成施設卒業者が生じる可能性はあるが、追加の遵守費用及び行政費用が生じるものではない。</p> |
| 直接的な効果(便益)の把握 | <p>今回の改正により、管理栄養士養成施設卒業者は栄養士の免許を受けなくても管理栄養士国家試験を受験できるようになるため、管理栄養士養成施設卒業者及び都道府県は、管理栄養士国家試験の受験要件を満たすための栄養士免許交付に関する手続が不要となり、負担が軽減される。</p> <p>なお、当該効果については、件数は推測できないことから、定量的に把握することは困難である。</p> |
| 副次的な影響及び波及的な影響の把握 | <p>副次的な影響はないものと考えている。</p> |
| 費用と効果(便益)の把握 | <p>今回の改正により、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遵守費用及び行政費用については変化がないこと ・管理栄養士養成施設卒業者及び都道府県の負担が軽減されること <p>から、当該規制緩和は、効果(便益)が費用を上回ると考えられるため妥当である。</p> |
| 代替案との比較 | <p>管理栄養士養成施設卒業者や地方公共団体等の負担の原因となっている管理栄養士国家試験の受験の要件について、栄養士法における該当の規定内容そのものを削除することが、追加の事務負担や金銭負担なども踏まえると最適な手段と考えられ、同様の政策目的を達成し得る代替案は想定していない。</p> |
| その他の関連事項 | <p>特になし。</p> |
| 事後評価の実施時期等 | <p>本法案の施行後5年を目途として、施行状況や必要性等を踏まえて評価を行う。</p> |